

新公益信託法 政令・府令事項

法律			政令事項	府令事項
第1章 総則				
		第1条 (目的)		
		第2条 (定義)		
		第3条 (行政庁)		
		一 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益事務であつて政令で定めるものを行うもの	●	
		第4条 (公益信託の要件)		
	2	四 その他内閣府令で定める事項		●
		第5条 (公益信託の名称等)		
第2章 公益法人の認定等				
第1節 公益信託の効力				
		第6条		
第2節 公益信託の認可				
		第7条 (公益信託認可の申請)		
	2	公益信託認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。		●
		四 当該公益信託に係る信託事務（以下「公益信託事務」という。）を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする当該公益信託の信託財産に係る財産目録その他の内閣府令で定める書類		●
		六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類		●
		第8条 (公益信託の認可の基準)		
		行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が次に掲げる基準（その信託行為において信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）に限られる旨及び当該信託財産（その信託財産に帰せられる収益を含む。）について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨を定める公益信託（第十六条第一項において「特定資産公益信託」という。）にあっては、第八号から第十号までに掲げる基準を除く。第三十条第二項第一号において同じ。）に適合すると認めるときは、公益信託認可をするものとする。		●
		一 (公益事務を目的)		
		二 (経理的基礎・技術的能力)		○
		三 (信託管理人の能力)		○

新公益信託法 政令・府令事項

法律				政令事項	府令事項
			四（存続期間の継続性）		
			<p>五（関係者に対する特別の利益） 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の政令で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えるものでないこと。</p>	●	
			<p>六（他の事業者・団体等に対する特別の利益） 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、信託財産を用いて寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	●	

新公益信託法 政令・府令事項

法律				政令事項	府令事項
			七（投機的取引等ふさわしくない事業、公序良俗を害する事業） 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして 政令で定める もの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。	●	
			八（中期的収支均衡）		
			九（公益事務割合） その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として 内閣府令で定めるところ により算定される割合（第十六条第二項において「公益事務割合」という。）が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して 内閣府令で定める割合 （同項において「基準割合」という。）以上となると見込まれるものであること。		●
			十（使途不特定財産額）		
			十一（信託報酬基準） 公益信託報酬（公益信託に係る信託報酬（信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。）及び信託管理人の報酬（同法第二百二十七条第三項に規定する報酬をいう。）をいう。第十九条において同じ。）について、 内閣府令で定めるところ により、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。		●
			十二（他の団体の意思決定に関与できる株式保有） その信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の 内閣府令で定める 財産が属しないものであること。ただし、当該信託財産に当該財産が属することによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として 政令 で定める場合は、この限りでない。	●	●

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
	十三 (帰属権利者) ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして 政令で定める 法人	●	
	第9条 (欠格事由)		
	第10条 (公益信託認可に関する意見聴取)		
	第11条 (公益信託認可の公示)		
	行政庁は、公益信託認可をしたときは、 内閣府令で定める ところにより、その旨を公示しなければならない。		●
	第12条 (公益信託の変更等の認可)		
1	公益信託に係る信託の変更 (信託法第六章第一節の信託の変更をいう。以下同じ。) 又は同法第六十二条第一項 (同法第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。) の規定による新受託者 (同法第六十二条第一項に規定する新受託者をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。) 若しくは新信託管理人 (同法第二百二十九条第一項に規定する新信託管理人をいう。以下この項及び第三項において同じ。) の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更をするときは、当該公益信託の受託者 (当該新受託者を含む。) は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。ただし、同法第一百五十一条の規定による信託の変更、第三十一条第一項若しくは同法第七十三条第一項の規定による新受託者の選任、同法第六十二条第四項 (同法第二百二十九条第一項において準用する場合を含む。) の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任又は 内閣府令で定める 軽微な信託の変更については、この限りでない。		●

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
	4	第一項の認可の申請は、 内閣府令で定める ところにより、当該変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。	●
	5	前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。	
第13条（申請書の経由）			
	2	(事務の引継ぎ) 前項の場合において、同項の認可をしたときは、変更後の行政庁は、 内閣府令で定める ところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。	●
第14条（公益信託の変更の届出等）			
	1	公益信託の受託者は、第十二条第一項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合には、 内閣府令で定める ところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。	●
	2	行政庁は、前項の規定による届出があったときは、 内閣府令で定める ところにより、その旨を公示しなければならない。	●
第15条（受託者の辞任の届出等）			
	1	公益信託の受託者は、次に掲げる場合には、 内閣府令で定める ところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。	●
	2	行政庁は、前項の規定による届出があったときは、 内閣府令で定める ところにより、その旨を公示しなければならない。	●
第3節 公益信託事務の処理等			
第16条（公益信託事務の収入及び費用等）			
	1	公益信託（特定資産公益信託を除く。次項及び次条において同じ。）の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託事務に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金として 内閣府令で定める 方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、 内閣府令で定める 期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。	●
	2	(公益事務割合)	
第17条（使途不特定財産額の保有の制限）			
	1	公益信託の毎信託事務年度の末日における使途不特定財産額は、当該公益信託の受託者が公益信託事務を翌信託事務年度においても処理するために必要な額として、当該信託事務年度前の信託事務年度において行った公益信託事務の処理に要した費用の額（その保有する信託財産の状況及び公益信託事務の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるもの額を含む。）を基礎として 内閣府令で定める ところにより算定した額を超えてはならない。	●

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
	2	(使途不特定財産額の定義) 前項に規定する「使途不特定財産額」とは、公益信託の受託者による信託財産の管理の状況又は当該信託財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない信託財産(災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うため必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当するもの(次項において「公益信託事務継続予備財産」という。)を除く。)として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。	●
	3	(公益信託事務継続予備財産の保有理由等の公表) 前項に規定する「使途不特定財産額」とは、公益信託の受託者による信託財産の管理の状況又は当該信託財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない信託財産(災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うため必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当するもの(次項において「公益信託事務継続予備財産」という。)を除く。)として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。	●
第18条 (寄附の募集に関する禁止行為)			
		四 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為をすること。	●
第19条 (公益信託報酬)			
第20条 (財産目録の備置き及び閲覧等)			
	1	公益信託の受託者は、毎信託事務年度開始の日の前日までに(公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、当該信託事務年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該信託事務年度の末日までの間、当該書類をその住所(当該受託者が法人である場合にあつては、その主たる事務所)に備え置かなければならない。	●
	2	公益信託の受託者は、毎信託事務年度経過後三月以内に(公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、五年間、当該書類を前項に規定する住所に備え置かなければならない。 一 信託財産に係る財産目録 二 受託者等名簿(受託者及び信託管理人の氏名又は名称及び住所を記載した名簿をいう。第五項及び次条第二項において同じ。) 三 第八条第十一号に規定する支払基準を記載した書類 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類	●

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
3	第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。次項第二号及び第四十七条第二号において同じ。）をもって作成することができる。		●
4	何人も、公益信託の受託者の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、信託行為の内容を証する書面並びに信託法第三十七条第一項及び第二項に規定する書類（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益信託の受託者は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求		●
第21条（財産目録等の提出等）			
1	公益信託の受託者は、財産目録等（信託行為の内容を証する書面を除く。）について、前条第一項に規定する書類にあつては毎信託事務年度開始の日の前日までに（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあつては毎信託事務年度の経過後三月以内に（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、同条第二項各号に掲げる書類を当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。		●
2	行政庁は、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等（受託者等名簿にあつては、当該受託者等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。）を公表するものとする。		●
第4節 公益信託の併合等			
第22条（公益信託の併合等の認可）			
5	第一項の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、公益信託の併合等に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。		●
6	前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。		
第23条（公益信託の終了事由等）			
第24条（公益信託の継続）			
第25条（信託の終了の届出等）			
2	行政庁は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。		●
第26条（清算の届出等）			

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
	3	行政庁は、前項の規定による届出があったときは、 内閣府令で定める ところにより、その旨を公示しなければならない。	●
第27条（残余財産の帰属）			
第28条（報告徴収及び立入検査）			
	2	行政庁は、前項の勧告をしたときは、 内閣府令で定める ところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。	●
第29条（勧告、命令等）			
	2	行政庁は、前項の勧告をしたときは、 内閣府令で定める ところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。	●
	4	行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、 内閣府令で定める ところにより、その旨を公示しなければならない。	●
第30条（公益信託認可の取消し）			
	4	行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益信託認可を取り消したときは、 内閣府令で定める ところにより、その旨を公示しなければならない。	●
第31条（公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任）			
第32条（行政庁への意見）			
第6節 信託法の適用関係			
第33条			
	3	信託法の法務省令を内閣府令・法務省令とする読替え規定	●
第3章 公益認定等委員会等への諮問等			
第1節 公益認定等委員会等への諮問等			
第34条（委員会への諮問）			
第35条（答申の公表等）			
	1	委員会は、諮問に対する答申をしたときは、 内閣府令で定める ところにより、その内容を公表しなければならない。	●
第36条（内閣総理大臣による送付等）			
第37条（委員会による勧告等）			

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
2	委員会は、前項の勧告をしたときは、 内閣府令で定める ところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。		
第2節 都道府県に置かれる合議制の期間への諮問等			
	第38条（行政庁が都道府県知事である場合についての準用）		
	第三十四条第一項及び第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第二項及び第三項（第一号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。）並びに前条の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、これらの規定（第三十四条第一項本文を除く。）中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、第三十四条第一項中「公益認定等委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書及び同条第三項ただし書中「諮問」とあるのは「 政令で定める 基準に従い諮問」と読み替えるものとする。	●	
	第39条（都道府県知事による通知等）		
第4章 雑則			
	第40条（協力依頼）		
	第41条（情報の提供）		
	第42条（権限の委任等）		
	第43条（是正の要求の方式）		
	第44条（命令への委任）	●	
第5章 罰則			
	第45条		
	第46条		
	第47条		
	第48条		
	第49条		
別表			
	二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として 政令で定める もの	●	
附則			
	第1条（施行期日）		

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において 政令で定める 日から施行する。ただし、附則第二十二條及び第二十三條の規定は、公布の日から施行する。	●	
	第2条（公益信託に関する法律の適用等に関する経過措置）		
	第3条（旧公益信託許可の申請に係る経過措置）		
	第4条（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）		
	第5条（旧公益信託の清算に関する経過措置）		
	第6条（移行認可の申請）		
	1 移行認可の申請は、 内閣府令で定める ところにより、旧公益信託の受託者が新法第七条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。		●
	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 新法第七条第三項第二号から第六号までに掲げる書類 二 附則第九条第二項の規定による信託の変更の内容を証する書類 三 その他移行認可に関し必要なものとして 内閣府令で定める 書類		●
	第7条（移行基準の認可）		
	第8条（移行認可の欠格事由）		
	第9条（移行認可の申請のためにする信託の変更等）		
	第10条（移行認可に関する意見聴取）		
	第11条（旧主務官庁への通知）		
	第12条（旧公益信託の公益信託への移行）		
	第13条（委員会への諮問）		
	第14条（答申の公表等）		
	第15条（内閣総理大臣による通知）		
	第16条（行政庁が都道府県知事である場合についての準用）		
	附則第十三条第一項及び第三項並びに第十四条並びに前条（第一号（ロに係る部分に限る。）を除く。以下この条において同じ。）の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、附則第十三条第一項中「新法第三十四条第一項に規定する委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書、同条第三項及び前条中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、附則第十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「諮問」とあるのは「 政令で定める 基準に従い諮問」と読み替えるものとする。	●	
	第17条（名称又は商号の使用制限に関する経過措置）		

新公益信託法 政令・府令事項

法律		政令事項	府令事項
	第18条（罰則）		
	第19条（罰則）		
	第20条（罰則）		
	第21条（過料に関する経過措置）		
	第22条（準備行為）		
	第23条（政令への委任）		
	この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（過料に関する経過措置を含む。）は、 政令で定める。	●	
	第24条（預保法及び農水貯金法の一部改正）		
	第26条（預保法及び農水貯金法の一部改正に伴う経過措置）		
	第26条（不動産登記法の一部改正）		
	第27条（公益法人認定法の一部改正）		
	第28条（公益法人認定法の一部改正に伴う経過措置）		
	第29条（一般法人法及び公益法人認定法整備法の一部改正）		
	第30条（信託法の一部改正）		
	第31条（内閣府設置法の一部改正）		
	第32条（総務省設置法の一部改正）		